令和〇年（少）第〇〇〇〇号　証人威迫保護事件

観護措置取消しを求める上申書

令和　年　月　日

福岡家庭裁判所　御中

　　　　少　　　　年　　〇〇

付添人弁護士　　福岡　九州男

上　　申　　の　　趣　　旨

　上記少年に対する頭書事件についてなされた観護措置は、すみやかに職権により取り消されるのが相当である。

上　　申　　の　　理　　由

第１　観護措置の必要性なし

　1　身柄確保の必要性なし

　（1）定まった住所あり

　　　　少年は、自営業を営む父親と、パート勤務の母親、専門学校生の姉と同居しており、事件当時など仕事のないときには帰宅時間が遅いという事情はあったものの、無断外泊などはなく、住居は定まっている。

　　　　観護措置が取り消された場合も両親の監督の下で自宅に住むことを予定しているし、調査や審判のためには両親が責任をもって出頭させることができる。

（2）罪証隠滅の可能性なし

　　　本件非行は、証人威迫という罪証隠滅に向けた非行内容ではある。

　　　しかし、そもそも証人威迫の対象となっていた事件は、少年らがいたずらで１１０番通報を行い、駆けつけた警察官をからかうといういわゆる「パト戦」（パトカー戦争の略。地方によっては、「ポリ鬼」「警察鬼ごっこ」などの名称で呼ばれることもある）であり、警察の業務に支障を来しているという点では悪質ではあるものの、軽犯罪法違反に過ぎない。

　　　少年としては、安易に考えて共犯者間で口裏合わせをし、それが本件証人威迫となっているが、共犯者間のＬＩＮＥのやりとりをみても、少年らが話し合って口裏合わせすることを決めたというのが実態に近く、具体的な威迫文言からしても、証人威迫自体の悪質性が高い事案でもない。

　　　その意味では、先行した軽犯罪法違反も含めて、非行そのものは決して重いものではなく、前歴の内容等から考えてもそれほど重い処分が予想されるわけではない。

　　　一方で、少年自身、そのように安易な考えで「パト戦」をしたり、口裏合わせをしたことによって逮捕・勾留され、２０日間以上身体拘束を受けることになったのであり、自らの安易な行為を深く反省しているところであり、逮捕後すぐに事実関係を認めて供述調書の作成にも応じてきているのであり、今回釈放されたとしても、再び何らかの罪証隠滅を図る行為に出るとは考え難いところである。

　　　また、捜査の進捗状況としても、口裏合わせの状況を含むスマートフォンのデータ等が証拠として確保され、すでに軽犯罪法違反の共犯少年の大半について取調べが行われ、軽犯罪法違反の事実を認める供述調書が作成されてきているし、証人威迫についても被害少年の供述調書はすでに作成されており、かかる状況で口裏合わせをすることも不可能であり、罪証隠滅のおそれは客観的にもない。

（3）逃亡のおそれなし

また、本件非行が軽微なものであり、中学2年時の万引きでの非行歴を1件有するにとどまる少年については予想される処分がそれほど重いものになるとは思われないことや、少年が両親と同居しており、両親が少年の出頭確保を約している状況にあっては、逃亡の現実的可能性もない。

　2　心身鑑別の必要性なし

　　　また、少年については以下述べるとおり、観護措置をとってまでの心身鑑別の必要性も見当たらない。

　　　上述したとおり、本件非行は、遊びの延長のような形での軽犯罪法違反とそれに関する口裏合わせによる証人威迫であるが、それほど要保護性の高さが認められるような事案ではない。

　　　少年には中学２年時の前歴があるものの、その後は特に非行等は見当たらず、中学２年時と比較して要保護性が高まっているわけではなく、むしろ解消に向かってきている。

　　　少年は、身体解放後は、従前から通学していた通信制高校に通いながら、アルバイト先等を探して生活を立て直し、高校卒業に向けて努力する所存であり、今後、一生懸命勉学や仕事に励む決意である。

　　　前回の審判不開始前の調査においては、ＡＤＨＤの疑いが生じ、その点の検査等を調査官から親に求めていたところであるが、少年の両親はその後きちんと検査を受けさせ、その調査結果も踏まえて子どもの指導監督をしてきているところであり、家族関係に問題があるわけでもないし、すでに教育委員会による知能検査も受けていることからしても、改めて鑑別所による心身鑑別を行う必要性も見当たらない。

　3　以上のとおりであり、観護措置決定後に判明した事実関係や検察からの追送記録等からすれば、観護措置を継続する必要性はない。

第1　身体拘束から解放する必要性

　1　通信制高校の単位

　　　少年は、中学卒業後、通信制高校に進学したものである。通信制高校は、自分のペースで課題をこなして単位を積み重ねることで卒業へと至るという性質を有する。もっとも、週に1回程度は通学する必要がある。

　　　しかるに少年は、本件のために20日以上にわたって身体を拘束されており、高校の勉強が全くできていない状況にある。このまま身体拘束が継続した場合、単位不足により原級留置を余儀なくされ、卒業がその分遅れてしまうことが予測される。

　　　少年は、せめて高校は卒業したいという意向であり、現代の我が国における高校卒業、大学進学率の高さにも鑑みれば、早期に身体を解放した上で、高校卒業に向けて勉学を再開することが好ましいことは言うまでもない。

　2　身体拘束期間の不当な長期化

　　　これまで述べたとおりであるが、本件は重大犯罪、凶悪犯罪の部類に属するものでもないのに、少年は逮捕･勾留を経て20日以上にわたって身体を拘束されている。成人に比較して、少年時代の1日というのは毎日が重大な意味を持つのであり、少年が20日以上身体を拘束されていることは、成人に当てはめればその何倍も身体拘束されているに等しいものと言わなければならない。

　　　憲法38条2項は、「不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白」に証拠能力を否定し、刑事訴訟法91条1項は、勾留による拘禁が不当に長くなったことを勾留の取消事由としているが、少年に対する観護措置においても、先立つ逮捕･勾留による拘禁を含め、不当に長い身体拘束を認めるのは相当でないことは論を俟たない。

第3　結論

　　 以上の次第であるから、少年については、観護措置の必要性が失われ、むしろ身体拘束から解放する必要性が高まっているのであり、観護措置はすみやかに取り消されるべきであると思料する。

以　上